

税はマチのエネルギー源

の・ひ・と・つ

新生安平町

早来町と追分町が合併し、新町「安平町」が3月27日に誕生しました。新町の人口は約9,300人。うち税金を納める納税者数は約4,000人です。納税額は、ナント17億7千万円にも上ります。税目別では、個人町民税が8億2千万円、法人町民税は1億8千万円、固定資産税は7億円、軽自動車税は1千万円、町たばこ税が6千万円と、平成18年度一般会計予算上では、このようになっています。ちなみに交付税は18億7千万円です。町税と交付税を合わせると、歳出の5割強をまかなっていることとなります。

とは言っても、苦しい町の台所には変わりありません。すでに納税通知書がお手元に届いた方、今後届く方、それぞれいらっしゃいますが、是非とも納税にご協力願います。

納期が変わりました

納期限	期別	税目	期別	税目
5月31日	全	軽自動車税		
6月30日	1	町・道民税	1	国民健康保険税
7月31日	1	固定資産税	2	国民健康保険税
8月31日	2	町・道民税	3	国民健康保険税
9月30日	2	固定資産税	4	国民健康保険税
10月31日	3	町・道民税	5	国民健康保険税
11月30日	3	固定資産税	6	国民健康保険税
12月28日	4	町・道民税	7	国民健康保険税

17.7億円
(一般会計)

税目毎に最初の納期に納税通知書を送ることにしました

安平町が誕生してから2か月が経過しました。これまで早来地区の皆様には、この時期に一括して納税通知書を送りしていましたが、新町誕生を機に、各種税目の最初の納期にお送りすることにしたので、ご承知おきください。

とは言っても、やはり税金の通知書となると嫌なものです。ですが、新生安平町の行政を進める上で税は貴重な自主財源です。趣旨ご理解の上納税にご協力をお願いします。なお、特別な事情があって納税が困難な方は、納税相談に応じますので、お気軽にご相談ください。

また、納税通知書をご覧になった際、納得しない、間違っ

ている、と感じられることがあるかと思えます。その際は納税通知書を受け取った日から60日以内に町長に対して異議の申し立てをすることができまので、税務課までお越しください。

減免について

リストラ、病気、災害などにより、昨年より著しく所得の減少した方には減免申請をお勧めします。ただし、著しい所得の減少の場合、対象となるのは、前年の所得が400万円以下（収入で560万円以下）の方に限られ、資力や生活困窮からの回復見込みにより、生活に支障がないと認められるときには、減免に該当しない場合があります。ご承知おきください。